

介護医療院の開設について

1 経緯

介護保険施設の一つである介護療養型医療施設では、急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の療養を必要とする方が入所して、療養上の管理・看護・機能訓練等を行う。当該施設は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により平成24年3月31日までに廃止することが決定し、その後の法改正により廃止期限が令和6年3月31日までに延長されたところである。

一方で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、新たな介護保険施設として介護医療院が創設された。介護医療院は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設としての機能を兼ね備えたものであり、介護療養型医療施設廃止後の転換先の一つとして位置付けられているものである。

目黒区内には、介護療養型医療施設が1施設開設されていたが、このたび、当該介護療養型医療施設が令和2年3月31日をもって廃止され、都知事から令和2年4月1日付けで新たに介護医療院としての開設が許可された。

2 施設の概要

	介護療養型医療施設（廃止）	介護医療院（新設）
施設名	医療法人財団日扇会第一病院	医療法人財団日扇会第一病院介護医療院
所在地	東京都目黒区中根二丁目10番20号	
開設者	医療法人財団日扇会 所在地 東京都目黒区中根二丁目10番20号 理事長 八辻 賢	
入所定員	24人	19人

3 開設に当たっての区の支援

令和元年度施設開設準備経費補助金 2,464,000円

以 上